

証券コード 6961
平成27年6月5日

株 主 各 位

埼玉県川口市並木二丁目30番1号

株式会社 エンプラス
代表取締役社長 横田大輔

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページのご案内に従って、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県川口市川口3丁目1番1号
公益財団法人 川口総合文化センター(リリア)
1階 展示ホール
(末尾に記載の会場ご案内図をご参照願います。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第54期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第54期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第8号議案 | 当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件 |

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 議決権行使書により議決権を行使される際に、各議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。
- (2) インターネットにより議決権を行使された株主さまにつきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主さまの意思表示として取扱います。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主さまの意思表示として取扱います。
- (4) 議決権行使書は、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。
- (5) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに完了してください。
- (6) 株主総会に株主さまご本人がご出席されない場合は、議決権を有する他の株主さま1名を代理人とすることができます。この場合、当社に対して代理権を証明する書面をご提出していただくことが必要になります。

5. インターネットによる議決権の行使について

- (1) パソコン、携帯電話またはスマートフォンから以下の議決権行使ウェブサイトアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧のうえ、議決権行使コード及びパスワードをご入力いただき、画面の案内に従い、議決権を行使してください。

議決権行使ウェブサイト <http://www.tosyodai54.net>

- (2) 「議決権行使ウェブサイト」へのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主さまのご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ	
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社
電 話	0120-88-0768 (フリーダイヤル)
受 付 時 間	9：00～21：00

6. インターネットによる開示等について

- (1) 招集通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集通知添付書類には記載しておりません。

- ① 業務の適正を確保する体制
- ② 会社の支配に関する基本方針
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の個別注記表

- (2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

- (3) 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <http://www.enplas.co.jp>

以上

~~~~~  
( 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 )

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1.企業集団の現況に関する事項

#### (1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では、輸出や雇用を中心とした経済指標が緩やかに改善し、個人消費の拡大も継続したことにより、力強い景気回復を確認する一年となりました。ユーロ圏においては、深刻な金融不安や経済の停滞が懸念されたものの、下半期にかけ輸出や消費の増加を背景に緩やかな回復基調となりました。一方で、中国は不動産市場の低迷により景気減速が続き、新興国経済においては下振れリスクが依然強く、先行き不透明な状況が続いています。

また、当連結会計年度におけるわが国経済は、政府と日銀による経済政策、金融緩和等の効果により、企業業績、雇用環境に改善がみられ、緩やかな回復基調が続きました。一方、消費税増税後の個人消費の低迷、円安加速による輸入材料価格の上昇、為替変動リスクなど、景気の先行きは予断を許さない状況が続いています。

このような状況の中、当社グループでは、バランスのとれた経営基盤を構築し、さらなる成長ステージを目指すため、以下を当期における経営基本方針として取り組んでまいりました。

1. Pursuing Sustainable growth with well balanced/バランスのとれた持続可能な成長
2. Reshaping the Global Enplas/前進していない現実を直視し、様々な問題の解決

また、上記経営基本方針の下、グローバル競争の激化、当社を取り巻く環境の変化に迅速に対応すべく、次の重点推進事項を進めることにより、株主価値の最大化を目指してまいりました。

1. 機能保証を明確にした新製品開発の推進
2. 機能価値の提案営業推進
3. グローバル人材開発の推進
4. 要素技術開発の推進

5. グローバル モノづくり競争力の強化
6. 新事業開発のスピード体制強化
7. グローバル経営基盤の強化
8. 新市場・新規顧客の獲得

当連結会計年度に取り組みました主な実施施策としましては、社外取締役2名を新たに加えることで取締役会の監督機能の強化を図り、また事業面でもマーケティング機能強化を目的としてイスラエルに子会社を設立するとともに、新たな成長市場としてバイオ分野に注目し、市場調査と基礎技術研究を行ってまいりました。当社では、平成26年11月に、ライフサイエンス分野、とりわけ遺伝子関連の受託検査領域において独自の技術を有する株式会社DNAチップ研究所との間で資本業務提携契約を締結し、平成26年12月に第三者割当による新株式及び新株予約権に対する払込みが完了いたしました。本資本業務提携により、DNAチップ研究所が有する生化学分野の知見と業界ネットワークを活用し、バイオ関連事業の開発を推進してまいります。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は39,650百万円（前期比0.3%増）となり、連結営業利益は10,777百万円（前期比13.0%減）、連結経常利益は11,243百万円（前期比12.9%減）、連結当期純利益は7,921百万円（前期比13.3%減）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 〔エンブラ事業〕

当社主力製品であるプリンター用部品は市場競争の加速により横ばいで推移する一方、自動車用部品は、米国を中心とした自動車販売増加の影響を受け好調に推移した結果、当連結会計年度の連結売上高は12,644百万円（前期比3.5%増）、セグメント営業利益は130百万円（前期比464.6%増）となりました。

### 〔半導体機器事業〕

世界市場全体が好調に推移し、スマートフォン、タブレット用途やメモリ市場の好調を背景に主要顧客向けの販売増加、海外調達への拡大による原価低減や円安効果により、当連結会計年度の連結売上高は8,342百万円（前期比30.4%増）、セグメント営業利益は1,335百万円（前期比44.3%増）となりました。

### 〔オプト事業〕

主力のLED用拡散レンズは、引き続きLED光源液晶テレビの中でもコストメリットのある光源直下型タイプの採用が進んだものの、新興国市場の成長鈍化の影響を受け、販売は足踏み状態となりました。光通信関連のレンズにおきましては、新興国を中心としたスマートフォン需要拡大を背景に、サーバー市況が好調に推移したため、受注が増加しました。この結果、当連結会計年度の連結売上高は18,663百万円（前期比10.8%減）、セグメント営業利益は9,311百万円（前期比18.6%減）となりました。

## (2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は2,225百万円であり、その主なものは、国内拠点での成形及び金型加工設備ならびに金型を主体とした工具器具等の増設1,684百万円のほか、海外拠点での生産能力拡大に向けた仕掛金型の着工及び成形設備の増設540百万円によるものです。

## (3)資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## (4)対処すべき課題

当社グループでは、一事業に偏重した収益体質を最大の経営課題と捉え、①広い事業基盤の構築、②技術の先鋭化、③グローバル顧客対応力の強化、を重点的に推進しております。具体的には、基幹事業であるエンプラ事業では事業構造改革の推進とともに、ソリューションと機能価値の提案による高付加価値製品の提供、半導体機器事業ではシンガポール本社を中心に世界各地に展開する販売子会社と連携した顧客サポート体制の強

化拡充、また、オプト事業ではLED用拡散レンズの高機能品の開発及び新興国市場での拡販等の諸施策に積極的に取り組むことにより、持続可能な成長の実現を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5)財産及び損益の状況の推移

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 第 51 期                        | 第 52 期                        | 第 53 期                        | 第 54 期                        |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                    | (平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) | (平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | (平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) | (平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) |
| 売 上 高<br>(百万円)     | 20,723                        | 26,244                        | 39,529                        | 39,650                        |
| 経 常 利 益<br>(百万円)   | 1,258                         | 4,930                         | 12,912                        | 11,243                        |
| 当 期 純 利 益<br>(百万円) | 963                           | 5,635                         | 9,139                         | 7,921                         |
| 1株当たり当期純利益         | 65円77銭                        | 397円69銭                       | 629円42銭                       | 545円91銭                       |
| 総 資 産<br>(百万円)     | 31,309                        | 38,661                        | 50,979                        | 53,899                        |
| 純 資 産<br>(百万円)     | 26,832                        | 33,645                        | 43,161                        | 48,562                        |

### ②事業報告作成会社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 第 51 期                        | 第 52 期                        | 第 53 期                        | 第 54 期                        |
|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|                    | (平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで) | (平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで) | (平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) | (平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) |
| 売 上 高<br>(百万円)     | 9,117                         | 7,556                         | 7,594                         | 6,435                         |
| 経 常 利 益<br>(百万円)   | 343                           | 1,761                         | 1,804                         | 2,166                         |
| 当 期 純 利 益<br>(百万円) | 729                           | 3,804                         | 4,451                         | 2,127                         |
| 1株当たり当期純利益         | 49円78銭                        | 268円46銭                       | 306円54銭                       | 146円62銭                       |
| 総 資 産<br>(百万円)     | 21,316                        | 24,495                        | 30,207                        | 25,696                        |
| 純 資 産<br>(百万円)     | 18,220                        | 22,014                        | 26,235                        | 23,626                        |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

## (6)重要な子会社の状況

### ①子会社の状況

| 会 社 名                                 | 資 本 金                 | 議決権比率  | 主 要 な 事 業 内 容                                                   |
|---------------------------------------|-----------------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
| Q M S 株 式 会 社                         | 50,000<br>千円          | 100.0% | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による超精密高機能製品、応用製品等の開発・製造・加工ならびにサービスシステムの販売 |
| 株式会社エンプラス半導体機器                        | 310,000<br>千円         | 100.0% | 半導体関連製品の製造・加工ならびに販売                                             |
| 株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス                 | 100,000<br>千円         | 100.0% | オプト関連製品の製造・加工ならびに販売                                             |
| 株式会社エンプラス研究所                          | 45,000<br>千円          | 100.0% | エンジニアリングプラスチックの素材開発、加工技術開発及び新製品開発                               |
| ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE) PTE.LTD.    | 1,711<br>千米ドル         | 100.0% | エンプラス関連及びオプト関連製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング                            |
| ENPLAS(U.S.A.),INC.                   | 4,000<br>千米ドル         | 100.0% | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造・加工ならびに販売                 |
| ENPLAS TECH SOLUTIONS,INC.            | 2,000<br>千米ドル         | 100.0% | 半導体関連製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング                              |
| ENPLAS PRECISION (MALAYSIA)SDN.BHD.   | 4,000<br>千マレーシアリングギット | 100.0% | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造・加工ならびに販売                 |
| ENPLAS PRECISION (THAILAND)CO.,LTD.   | 100,000<br>千タイバーツ     | 100.0% | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造・加工ならびに販売                 |
| ENPLAS ELECTRONICS (SHANGHAI)CO.,LTD. | 17,949<br>千人民元        | 100.0% | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造・加工ならびに販売                 |

| 会 社 名                                              | 資 本 金              | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                   |
|----------------------------------------------------|--------------------|-----------|-------------------------------------------------|
| ENPLAS(HONG KONG)LTD.                              | 257<br>千米ドル        | 100.0%    | オプト関連及び半導体関連製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング              |
| ENPLAS NICHING TECHNOLOGY CORPORATION              | 17,400<br>千ニュー台湾ドル | 85.0%     | 半導体関連製品の販売ならびに情報収集及びマーケティング                     |
| ENPLAS(VIETNAM)CO.,LTD.                            | 1,522<br>千米ドル      | 100.0%    | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造・加工ならびに販売 |
| GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO.,LTD.             | 18,919<br>千人民元     | 100.0%    | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造・加工ならびに販売 |
| PT.ENPLAS INDONESIA                                | 2,000<br>千米ドル      | 100.0%    | エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による各種精密部品及び製品の製造・加工ならびに販売 |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.         | 13,000<br>千米ドル     | 100.0%    | 半導体関連製品の製造ならびに販売                                |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC. | 200<br>千米ドル        | 100.0%    | 半導体関連製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング              |
| ENPLAS MICROTECH, INC.                             | 2,000<br>千米ドル      | 100.0%    | エンプラ関連及びオプト関連製品の開発ならびに販売                        |
| ENPLAS (EUROPE) B.V.                               | 2,000<br>千ユーロ      | 100.0%    | 半導体関連製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング              |
| ENPLAS (DEUTSCHLAND) GMBH.                         | 25<br>千ユーロ         | 100.0%    | 半導体関連製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング              |
| ENPLAS (ITALIA) S.R.L.                             | 20<br>千ユーロ         | 100.0%    | 半導体関連製品の販売ならびに技術サービス、情報収集及びマーケティング              |

| 会 社 名                | 資 本 金        | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                                         |
|----------------------|--------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| ENPLAS (ISRAEL) LTD. | 100<br>千シユケル | 100.0%    | オプト関連及び半導体関連<br>製品の販売ならびに技術サ<br>ービス、情報収集及びマー<br>ケティング |

- (注) 1. ENPLAS PRECISION(MALAYSIA)SDN.BHD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分70.0%を含めております。
2. ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI)CO.,LTD.に対する議決権比率には、ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分8.0%を含めております。
3. ENPLAS(VIETNAM)CO.,LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分であります。
4. GUANGZHOU ENPLAS MECHATRONICS CO.,LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS HI-TECH(SINGAPORE)PTE.LTD.の保有分80%及びENPLAS(U.S.A.),INC.の保有分20%であります。
5. 株式会社エンプラス半導体機器ならびにENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PHILIPPINES, INC.に対する議決権比率は、ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD.の保有分であります。
6. 平成26年4月1日に、NIKAD Electronics Limited社からドイツ、イタリアの同社子会社2社の全株式を譲り受け、社名をENPLAS (DEUTSCHLAND)GMBH、ENPLAS (ITALIA)S.R.L.に変更しております。
7. 平成26年5月29日に、ENPLAS (ISRAEL)LTD.を設立いたしました。
8. 平成27年1月15日に、ENPLAS MICROTECH, INC.に対して1,000千米ドルの増資を実施いたしました。
9. ENPLAS (DEUTSCHLAND)GMBH、ENPLAS (ITALIA)S.R.L.ならびにENPLAS (ISRAEL)LTD.に対する議決権比率は、ENPLAS (EUROPE) B.V.の保有分であります。

## ②関連会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金           | 議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容      |
|---------------|-----------------|-----------|--------------------|
| 株式会社DNAチップ研究所 | 1,400,024<br>千円 | 20.02%    | バイオ関連の研究受託サ<br>ービス |

- (注) 平成26年12月8日に、第三者割当による新株式を取得したことに伴い、株式会社DNAチップ研究所を持分法適用関連会社としております。

**(7)主要な借入先及び借入額 (平成27年3月31日現在)**

| 借 入 先       | 借 入 金 残 高 |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行   | 150百万円    |
| 株式会社埼玉りそな銀行 | 150百万円    |

**(8)主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)**

エンジニアリングプラスチック及びその複合材料による下記製品の製造、加工ならびに販売をいたしております。

| セグメント         | 製 品 内 容                                         |
|---------------|-------------------------------------------------|
| エン プ ラ 事 業    | OA・情報通信・音響映像機器、計器、住宅機器、自動車機器、バイオ関連製品            |
| 半 導 体 機 器 事 業 | 各種ICテスト用ソケット、バーンインソケット                          |
| オ プ ト 事 業     | CD・DVDレコーダー/プレーヤー用光ピックアップ光学部品、光通信デバイス、LED用拡散レンズ |

**(9)主要拠点等 (平成27年3月31日現在)**

## ①当社

| 名 称     | 所 在 地   |
|---------|---------|
| 本 社     | 埼玉県川口市  |
| 鹿 沼 工 場 | 栃木県鹿沼市  |
| 名古屋営業所  | 愛知県名古屋市 |

## ②子会社

| 名 称                                       | 所 在 地      |
|-------------------------------------------|------------|
| QMS株式会社                                   | 埼玉県川口市     |
| 株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス                     | 埼玉県川口市     |
| ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE.LTD. | シンガポール     |
| ENPLAS(U.S.A.),INC.                       | 米国ジョージア州   |
| ENPLAS TECH SOLUTIONS,INC.                | 米国カリフォルニア州 |
| ENPLAS ELECTRONICS(SHANGHAI)CO.,LTD.      | 中国上海市      |
| 他 16社                                     |            |

## (10)従業員の状況（平成27年3月31日現在）

| 事業部門等の名称 | 従業員数（名）    |
|----------|------------|
| エンブラ事業   | 719（70）    |
| 半導体機器事業  | 126（31）    |
| オプト事業    | 430（49）    |
| 研究開発     | 35（6）      |
| 全社（共通）   | 223（16）    |
| 合 計      | 1,533（172） |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門等に区分できない管理部門に所属しているものであります。

## 2.会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1)発行可能株式総数 62,400,000株

(2)発行済株式の総数 18,232,897株

(注) 発行済株式総数には平成27年3月31日現在 4,435,687株の自己株式を含んでおります。

(3)株主数 6,752名

### (4)大株主（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|---------|---------|
| 横 田 大 輔                         | 1,502千株 | 10.90%  |
| 横 田 誠                           | 1,236千株 | 8.97%   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL     | 922千株   | 6.69%   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行               | 685千株   | 4.97%   |
| 株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行           | 675千株   | 4.90%   |
| GOLDMAN, SACHS & CO. REG        | 328千株   | 2.38%   |
| 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社             | 276千株   | 2.00%   |
| KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501 | 250千株   | 1.81%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)   | 242千株   | 1.76%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)     | 218千株   | 1.58%   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,435,687株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

##### 第一回ストックオプション

##### ①新株予約権の数

300個

##### ②目的となる株式の種類及び数

普通株式30,000株（新株予約権1個につき100株）

##### ③取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                              |            |
|------------------------------|------------|
| 定時株主総会議議の日                   | 平成17年6月29日 |
| 保有人数及び新株予約権の個数<br>当社取締役      | 2名 80個     |
| 新株予約権の目的となる株式の種類             | 普通株式       |
| 新株予約権の払込金額                   | 無償         |
| 新株予約権行使時の1株当たり出資される<br>財産の価額 | 3,000円     |
| 新株予約権の行使の条件                  | ※1         |
| 新株予約権の取得事由及び取得条件             | ※2         |
| 有利な条件の内容                     | 無償         |

##### ※1. 新株予約権の行使の条件

1. 権利行使期間は、平成19年6月30日から平成27年6月29日までとする。
2. 本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社、当社子会社もしくは当社関連会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。  
ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
3. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
4. その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

##### ※2. 新株予約権の取得事由及び取得条件

1. 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

2. 新株予約権者が、本新株予約権の行使の条件を満たさなくなったため本新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位   | 氏 名        | 担当及び重要な兼職の状況                                  |
|------------|------------|-----------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 横 田 大 輔    |                                               |
| 取締役兼専務執行役員 | 酒 井 崇      | 経営企画管理本部長                                     |
| 取締役兼常務執行役員 | 菊 地 豊      | 品質保証本部長、株式会社エンプラス研究所 代表取締役社長                  |
| 取 締 役      | 丸 山 良 次    | ENPLAS SEMICONDUCTOR PERIPHERALS PTE. LTD. 社長 |
| 取締役兼執行役員   | 長谷川 一 郎    | 経営企画管理本部ローカルサービスセンター長                         |
| 取 締 役      | 杵 沢 茂 雄    | 株式会社エンプラス ディスプレイデバイス 代表取締役社長                  |
| 取 締 役      | クレイグ・ネイラー  |                                               |
| 取 締 役      | ヨーン・ヨン・リオン | ML テック ソリューションズ社 マネージングダイレクター、経営コンサルタント       |
| 常 勤 監 査 役  | 手 嶋 晴 幾    |                                               |
| 常 勤 監 査 役  | 田 宮 義 男    |                                               |
| 監 査 役      | 檀 原 武      |                                               |
| 監 査 役      | 落 合 栄      |                                               |

- (注) 1. 取締役 クレイグ・ネイラー氏及びヨーン・ヨン・リオン氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 檀原武氏及び落合栄氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 檀原武氏及び落合栄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度の取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- ①平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において、杵沢茂雄氏、クレイグ・ネイラー氏及びヨーン・ヨン・リオン氏の3氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
  - ②平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において、田宮義男氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
  - ③平成27年3月31日をもって、取締役 丸山良次氏は辞任により退任いたしました。
5. 平成27年4月1日付で次のとおり取締役の異動がありました。

|        |        |                           |
|--------|--------|---------------------------|
| 氏名     | 異動後の地位 | 異動後の担当及び重要な兼職の状況          |
| 酒井 崇   | (異動なし) | 経営企画管理本部本部長、コーポレートセンター部門長 |
| 長谷川 一郎 | (異動なし) | 内部監査室担当                   |

6. 取締役 クレイグ・ネイラー氏及びヨーン・ヨン・リオン氏、監査役 檀原武氏及び落合栄氏の4氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。

## (2)取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分  | 支給人数 | 報酬等の額     | 摘要                    |
|-----|------|-----------|-----------------------|
| 取締役 | 8名   | 256,836千円 | うち社外取締役<br>2名12,959千円 |
| 監査役 | 4名   | 25,200千円  | うち社外監査役<br>2名6,000千円  |
| 合計  | 12名  | 282,036千円 |                       |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額123,490千円（取締役8名に対し123,490千円）を含めております。

## (3)社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役 ヨーン・ヨン・リオン氏は、ML テックソリューションズ社マネージングダイレクター及び経営コンサルタントであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ②社外役員の主な活動状況

当事業年度においては、合計10回の取締役会を開催いたしました。各取締役が出席すべき取締役会のうち、社外取締役 クレイグ・ネイラー氏（平成26年6月27日就任）が8回中8回、ヨーン・ヨン・リオン氏（平成26年6月27日就任）が8回中8回それぞれ出席し、必要に応じ企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、海外での事業経

営・事業戦略の視点から経営全般にわたり意見を述べるなど、種々発言を行っております。各監査役が出席すべき取締役会のうち、社外監査役 檀原武氏が10回中9回、落合栄氏が10回中10回それぞれ出席し、適宜必要な発言を行っております。

また、当事業年度においては、合計10回の監査役会を開催いたしました。各監査役が出席すべき監査役会のうち、社外監査役 檀原武氏が10回中9回、落合栄氏が10回中10回それぞれ出席し、代表取締役社長 横田大輔氏及び他の取締役と適宜の意見交換を行い、また常勤監査役 手嶋晴幾氏、田宮義男氏、財務経理部及び内部監査室より監査報告等を受け、各々専門的立場から適宜必要な発言及び協議を行っております。

### ③責任限定契約に関する事項

当社は、現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役であるクレイグ・ネイラー氏及びヨン・ヨン・リオン氏、社外監査役である檀原武氏及び落合栄氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害が生じた場合は、会社法第427条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・当該社外取締役及び社外監査役の責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限り、その責任が限定されるものとする。

## 5.会計監査人に関する事項

### (1)名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2)当事業年度に係る報酬等の額

|                                      | 支払額      |
|--------------------------------------|----------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額             | 41,500千円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 41,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合計額で記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

### (3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

- (注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会へ変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

## 6.会社の体制及び方針

### (1)業務の適正を確保する体制

当社は、「内部統制システム構築のための基本方針」に関し、下記のとおり定めております。

#### ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制：

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理規定」に基づき業務処理の適正化と機密の保全を図る保存及び

管理体制を整備しております。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧できるものとしております。

**②損失の危険の管理に関する規定その他の体制：**

損失の危険の管理への取組みとして、「総合リスク管理規定」を制定し、経営直轄型のリスク管理体制構築を目的とした総合リスク管理委員会を設置しております。総合リスク管理委員会は想定される全てのリスクに関し事前に察知し、リスク発生時に影響を最小限に留めるための施策を行っております。

**③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制：**

業務執行状況の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とした機関として経営執行会議を設置し、当社及びグループ会社で情報の共有化を図るとともに、必要な戦略上の問題提起を行っております。業務を統括する取締役等で構成された経営戦略会議では、全社的に影響を及ぼす重要事項について審議決定を行っております。

**④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制：**

当社及びグループ全構成員を対象として、法令及び会社ルールへの遵守を定めた「コンプライアンス規定」、その指針である「エンプラス行動規範規定」、違反行為の通報手順を定めた「内部通報規定」を制定しております。また、当該規定の実効性、問題点を把握するためにコンプライアンス会議を設置し、当社及びグループ全体のコンプライアンス体制の強化を継続しております。

**⑤株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制：**

当社及びグループ会社における業務の適正を確保するために、業務執行の意思決定機関である経営戦略会議等を開催し、審議決定を行っております。当社代表取締役社長はグループ会社を統括しており、会社の重要事項については、各社で付議する前に当社の経営戦略会議で事前承認を受けております。

**⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制：**

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、当社は当該業務を補助する使用人を指名することとしております。また、監査役は内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとしております。

**⑦ 補助使用人の取締役からの独立性に関する体制：**

監査役の監査業務を補助するために指名された使用人は、監査役からの監査業務に係る命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役会または監査役に報告をするための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制：**

取締役及び使用人は、法令あるいは定款に違反するまたはそのおそれがある行為、会社の業務あるいは業績に重大な影響を与えるまたはそのおそれがある事項について、監査役に直接報告することができるものとしております。常勤監査役は、経営の意思決定及び重要課題の審議決定等を目的とする経営戦略会議、並びに業務執行上の報告及び重要戦略の進捗管理を目的とする経営執行会議に出席し、当社及びグループ会社の業務執行状況の報告を受けております。

**⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制：**

監査役会による各業務執行取締役及び重要な各使用人からの個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。また、監査役会に対して独自の顧問弁護士・会計士を雇用することができ、監査業務に関する助言を受けられる機会を保障しております。

**⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制：**

金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、当社及びグループ会社における財務報告の適正性を確保するために、「財務報告に係る内部統制システム管理規定」を制定し、財務報告に係る内部統制の構築、整備・運用を推進しております。

## ⑪反社会的勢力排除に向けた体制：

当社及びグループ会社は、「エンプラス行動規範規定」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことを基本姿勢として明示しており、反社会的勢力に関する問題発生時には、組織的な対応を行う体制を整備しております。

当社では、平素から警察署や関係専門機関との情報交換及び連携を密接に行うとともに、上記方針を社員に徹底しております。

## (2)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、健全・堅実な経営により強固な財務体質を堅持するとともに、経営活動の成果を明確な形で株主の皆様へ還元することを基本方針とし、また、安定的配当の考え方も取り入れ、今期以降の業績予想を勘案して、配当の決定を行っております。

また、当社では自己資本利益率（ROE）及び1株当たり当期純利益（EPS）を事業活動の成果を示す重要な経営指標と位置づけており、その維持・向上をはかるため自己株式の取得も進めております。

内部留保しております資金は、経営基本方針に則り、今後の事業展開を踏まえ、中長期的展望に立って生産設備投資、研究開発投資、情報化投資及び新事業創出のためのM&A資金などに積極的に振り向けるとともに、将来の収益力の向上を通じて株主の皆様へ還元できるものと考えております。

なお、当事業年度の期末配当金は、平成27年5月29日開催の取締役会決議により、1株当たり40円とし、平成27年6月8日を支払開始日とさせていただきます。既に平成26年12月1日に1株当たり40円の間配当を実施いたしましたので、年間配当金は1株当たり80円となります。

## 7.会社の支配に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

当社の株式は金融商品取引所に上場されていることから、市場における当社株式の自由な取引が認められている以上、特定の者による当社株式の大量の買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば一概にこれを否定するものではありません。また、最終的には株式の大量買付提案に応じるか否かは株主の皆様の意思に基づき行われるべきだと考えております。

しかし、株式の大量買付提案の中には、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものや、当社の企業価値を十分に反映しているとは言えないもの、株主の皆様が最終的な決定をされるために必要かつ十分な情報が提供されないもの、あるいは株主の皆様に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるものも想定されます。当社は、そのような提案に対して、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大量買付提案をする者との交渉などを行う必要があると考えています。そこで当社は、平成24年6月28日開催の第51回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、平成21年に導入いたしました当社株式等の大量買付行為に関する対応策（以下「本対応策」といいます。）を更新させていただきました。

本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する株式の大量買付提案を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際には、当社取締役会が株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、当社取締役会からの代替案の提示や株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業理念のとおり、エンジニアリングプラスチックで培った先進技術をもとに、さらに最先端技術を追求し、創造的価値を世界市場に提供しており、①エンジニアリングプラスチック部品の設計、加工、評価を含めたトータルな生産技術力、

②エンブレ、半導体機器、オプトなど多様な事業展開を可能にする開発力、③グローバルでの顧客対応力、④強固な財務基盤を強みとしております。

当社は、生産工場の統合、海外生産拠点の新たな立ち上げ、今後成長が見込まれる事業への積極的な展開など、将来の収益機会を取り込むべく諸施策を実施してきました。さらに、当社の事業基盤を構成する顧客基盤、ものづくり基盤、創造基盤、品質基盤のさらなる強化を図るとともに、これらの活動を可能にする財務基盤も強化することにより、ビジネスの拡大を進めてまいります。

また、当社は、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つと位置付け、経営の透明性の向上と監督機能の強化に積極的に取り組んでおります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

#### (1) 本対応策に係る手続

##### ①対象となる大量買付行為

本対応策は、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付け、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株式等の買付けまたはこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除き、当該行為を、以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を「大量買付者」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

##### ②買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面(以下「買付意向表明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。

##### ③必要情報の提供

当社に買付意向表明書を提出した大量買付者には、当社が買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付者か

ら当初提出していただくべき情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を大量買付者に対して交付します。情報リストに従い大量買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。この場合、最初の情報提供要請を大量買付者に対して行った日から起算して60日を上限として、大量買付者に対して情報提供を要請します。

#### ④取締役会における評価期間

当社取締役会は、大量買付者による本必要情報の提供が完了した後、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i) 現金（円貨）のみを対価とする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間、または(ii) その他の大量買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家」といいます。）の助言を得ることができ、大量買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の検討等を行うものとします。大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑤株主意思の確認手続

当社取締役会は、対抗措置の発動について株主総会の決議を得ることが相当であると判断した場合には、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続きを速やかに実施するものとします。株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。当該株主総会で対抗措置を発動することが否決され

た場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。大量買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

#### ⑥対抗措置の発動の要件

当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的に、大量買付者による大量買付行為が(i)大量買付者が本対応策に定める手続きを遵守しなかった場合、または(ii)株主総会において対抗措置の発動について決議された場合には対抗措置の発動を行い大量買付行為に対抗する場合があります。

#### (2) 対抗措置の中止または発動の停止

本対応策における当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を決議するものとします。

#### (3) 本対応策の有効期限、廃止及び変更

本対応策の有効期限は、第51回定時株主総会の終結時より、平成27年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の廃止の決議がなされた場合、または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとします。

(4) 株主及び投資家の皆様への影響

本対応策の導入時には、本新株予約権の発行自体は行われな  
いため、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済  
的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約  
権の無償割当てを行う場合においても、株主の皆様が保有する  
当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保  
有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、株主の皆  
様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直  
接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大量買付者につきましては、この対抗措置の発動に  
より、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が  
生じる場合があります。

4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本対応策は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向  
上させるという目的をもって、平成24年6月28日開催の第51  
回定時株主総会において、株主の皆様のご承認の下、更新され  
たものです。本対応策は、買収提案の内容が当社の企業価値・  
株主共同の利益を害するおそれがあるものであることを理由と  
して対抗措置を発動するためには、大量買付者が本対応策に定  
める手続を遵守しなかった場合を除き、必ず、株主総会による  
承認を得ることが必要であることから、取締役会の恣意的な判  
断による対抗措置の発動を防止する仕組みが確保されています。  
また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締  
役会によりいつでも廃止することができるものです。当社取締  
役会は、以上の理由により、本対応策は基本方針に沿い、当社の  
企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社役員  
の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>39,905,274</b> | <b>流動負債</b>     | <b>4,974,973</b>  |
| 現金及び預金          | 23,525,484        | 買掛金             | 1,743,731         |
| 受取手形及び売掛金       | 7,462,096         | 1年内返済予定の長期借入金   | 199,992           |
| 有価証券            | 4,500,000         | 未払法人税等          | 560,584           |
| 製品              | 826,237           | 賞与引当金           | 653,895           |
| 仕掛品             | 584,948           | 役員賞与引当金         | 150,735           |
| 原材料及び貯蔵品        | 795,353           | その他             | 1,666,034         |
| 繰延税金資産          | 438,888           | <b>固定負債</b>     | <b>362,114</b>    |
| その他             | 1,781,382         | 長期借入金           | 100,036           |
| 貸倒引当金           | △9,116            | 退職給付に係る負債       | 19,767            |
| <b>固定資産</b>     | <b>13,993,873</b> | 役員退職慰労引当金       | 14,711            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>10,573,319</b> | 繰延税金負債          | 203,554           |
| 建物及び構築物         | 3,357,422         | その他             | 24,045            |
| 機械装置及び運搬具       | 2,946,607         | <b>負債合計</b>     | <b>5,337,087</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 1,093,583         | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 土地              | 2,946,865         | <b>株主資本</b>     | <b>46,098,251</b> |
| 建設仮勘定           | 228,840           | 資本金             | 8,080,454         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>875,275</b>    | 資本剰余金           | 7,559,573         |
| ソフトウェア          | 616,514           | 利益剰余金           | 39,566,007        |
| のれん             | 209,536           | 自己株式            | △9,107,783        |
| その他             | 49,223            | その他の包括利益累計額     | 2,418,642         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,545,278</b>  | その他有価証券評価差額金    | 233,481           |
| 投資有価証券          | 1,305,724         | 為替換算調整勘定        | 2,177,647         |
| 退職給付に係る資産       | 350,829           | 退職給付に係る調整累計額    | 7,514             |
| 繰延税金資産          | 547,939           | <b>少数株主持分</b>   | <b>45,164</b>     |
| その他             | 361,981           | <b>純資産合計</b>    | <b>48,562,059</b> |
| 貸倒引当金           | △21,196           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>53,899,147</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>53,899,147</b> |                 |                   |

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金         | 額          |
|-----------------------------|-----------|------------|
| 売 上 高                       |           | 39,650,620 |
| 売 上 原 価                     |           | 18,546,942 |
| 売 上 総 利 益                   |           | 21,103,677 |
| 販売費及び一般管理費                  |           | 10,325,898 |
| 営 業 利 益                     |           | 10,777,779 |
| 営 業 外 収 益                   |           |            |
| 受 取 利 息                     | 34,110    |            |
| 受 取 配 当 金                   | 14,645    |            |
| 為 替 差 益                     | 294,076   |            |
| 固 定 資 産 賃 貸 料               | 40,322    |            |
| ス ク ラ ッ プ 売 却 益             | 105,664   |            |
| そ の 他                       | 53,918    | 542,736    |
| 営 業 外 費 用                   |           |            |
| 支 払 利 息                     | 1,390     |            |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用             | 39,379    |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失         | 18,295    |            |
| そ の 他                       | 17,722    | 76,788     |
| 経 常 利 益                     |           | 11,243,727 |
| 特 別 利 益                     |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 20,761    |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益             | 2,565     | 23,326     |
| 特 別 損 失                     |           |            |
| 固 定 資 産 売 却 損               | 7,745     | 7,745      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |           | 11,259,308 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税       | 2,767,842 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 562,183   | 3,330,026  |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |           | 7,929,282  |
| 少 数 株 主 利 益                 |           | 7,812      |
| 当 期 純 利 益                   |           | 7,921,470  |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本   |            |            |            |            |
|-------------------------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
|                               | 資 本 金     | 資本剰余金      | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 平成26年4月1日残高                   | 8,080,454 | 10,367,333 | 32,485,224 | △7,988,344 | 42,944,668 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |           |            | 333,635    |            | 333,635    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 8,080,454 | 10,367,333 | 32,818,860 | △7,988,344 | 43,278,304 |
| 連結会計年度中の変動額                   |           |            |            |            |            |
| 剰余金の配当                        |           |            | △1,174,323 |            | △1,174,323 |
| 当期純利益                         |           |            | 7,921,470  |            | 7,921,470  |
| 自己株式の取得                       |           |            |            | △4,091,937 | △4,091,937 |
| 自己株式の処分                       |           | 52,379     |            | 112,358    | 164,738    |
| 自己株式の消却                       |           | △2,860,140 |            | 2,860,140  | -          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) |           |            |            |            |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | -         | △2,807,760 | 6,747,146  | △1,119,439 | 2,819,947  |
| 平成27年3月31日残高                  | 8,080,454 | 7,559,573  | 39,566,007 | △9,107,783 | 46,098,251 |

|                               | その他の包括利益累計額        |           |                          |                               | 新株予約権   | 少数株主<br>持 分 | 純資産合計      |
|-------------------------------|--------------------|-----------|--------------------------|-------------------------------|---------|-------------|------------|
|                               | その他<br>証券<br>評価差額金 | 為替換<br>算定 | 退職給<br>付に<br>係る<br>調整累計額 | その他<br>の包括<br>利益<br>累計額<br>合計 |         |             |            |
| 平成26年4月1日残高                   | 99,638             | 138,749   | △85,018                  | 153,369                       | 29,814  | 33,956      | 43,161,809 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額          |                    |           |                          |                               |         |             | 333,635    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高         | 99,638             | 138,749   | △85,018                  | 153,369                       | 29,814  | 33,956      | 43,495,445 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                    |           |                          |                               |         |             |            |
| 剰余金の配当                        |                    |           |                          |                               |         |             | △1,174,323 |
| 当期純利益                         |                    |           |                          |                               |         |             | 7,921,470  |
| 自己株式の取得                       |                    |           |                          |                               |         |             | △4,091,937 |
| 自己株式の処分                       |                    |           |                          |                               |         |             | 164,738    |
| 自己株式の消却                       |                    |           |                          |                               |         |             | -          |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額(純額) | 133,842            | 2,038,897 | 92,532                   | 2,265,273                     | △29,814 | 11,208      | 2,246,667  |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 133,842            | 2,038,897 | 92,532                   | 2,265,273                     | △29,814 | 11,208      | 5,066,614  |
| 平成27年3月31日残高                  | 233,481            | 2,177,647 | 7,514                    | 2,418,642                     | -       | 45,164      | 48,562,059 |

# 連 結 注 記 表

## 1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1)連結の範囲に関する事項

- 連結子会社の数……………22社
- 主要な連結子会社の名称……QMS株式会社  
株式会社エンプラス ディスプレイ デバイス  
ENPLAS SEMICONDUCTOR  
PERIPHERALS PTE.LTD.  
ENPLAS (U.S.A.),INC.  
ENPLAS TECH SOLUTIONS,INC.  
ENPLAS  
ELECTRONICS(SHANGHAI)CO.,  
LTD.  
当連結会計年度より、NIKAD  
Electronics Limited社から株式を譲  
り受けたENPLAS  
(DEUTSCHLAND)GMBH.、  
ENPLAS (ITALIA)S.R.L. と新たに  
設立したENPLAS (ISRAEL)LTD.を  
連結の範囲に含めております。
- 主要な非連結子会社の名称……ENPLAS (AMERICA),INC.  
ENPLAS (KOREA),INC.
- 連結の範囲から除いた理由……非連結子会社の総資産、売上高、当期  
純損益及び利益剰余金等のうち持分  
に見合う額の合計額は連結計算書類に重  
要な影響を及ぼしていないため、連結  
の範囲から除外しております。

### (2)持分法の適用に関する事項

- 持分法を適用した関連……1社  
会社の数
- 主要な持分法適用関連会……株式会社DNAチップ研究所  
社の名称 当連結会計年度より、株式会社DNA  
チップ研究所の株式を取得したため、  
持分法の適用範囲に含めております。
- 持分法を適用しない非連結子会社の名称等
- 主要な非連結子会社の名称 ……ENPLAS (AMERICA),INC.  
ENPLAS (KOREA),INC.
- 持分法を適用しない理由 ……非連結子会社2社については、当期純  
損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が  
軽微であり、重要性が乏しいため、持  
分法を適用せず原価法により評価して  
おります。

### (3)会計処理基準に関する事項

#### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

##### その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 製品・仕掛品・原材料

成形品……………当社及び国内連結子会社は総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は主として総平均法による低価法

金型……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料……………当社及び国内連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

在外連結子会社は主として移動平均法による低価法

#### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 3年～15年

工具、器具及び備品 2年～8年

無形固定資産……………定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）



⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法で処理しております。

⑦退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（1年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ⑧消費税等の会計処理 税抜方式によっております。  
⑨連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間における年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が369,438千円増加、退職給付に係る負債が148,035千円減少し、利益剰余金が333,635千円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

### 3.連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

19,950,892千円

### 4.連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1)発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 20,232,897株   | 一株           | 2,000,000株   | 18,232,897株  |

(注) 発行済株式総数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

#### (2)自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 5,585,977株    | 925,510株     | 2,075,800株   | 4,435,687株   |

(注) 普通株式の自己株式の増加925,510株は、取締役会決議に基づく取得による増加925,400株、単元未満株式の買取による増加110株であります。

また、普通株式の自己株式の減少2,075,800株は、自己株式の消却による減少2,000,000株、ストックオプションの行使による減少75,800株であります。

#### (3)剰余金の配当に関する事項

##### ①配当金支払額

| 決議                  | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|---------------------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 平成26年5月30日<br>取締役会  | 普通株式  | 585,876千円 | 40円00銭   | 平成26年3月31日 | 平成26年6月10日 |
| 平成26年10月30日<br>取締役会 | 普通株式  | 588,446千円 | 40円00銭   | 平成26年9月30日 | 平成26年12月1日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|-------|-----------|----------|------------|-----------|
| 平成27年5月29日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 551,888千円 | 40円00銭   | 平成27年3月31日 | 平成27年6月8日 |

(4)当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

30,000株

## 5.金融商品に関する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資を含めた資金運用については短期的な預金・譲渡性預金等の安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行借入によって調達しております。また、デリバティブについては後述のリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は主に譲渡性預金であり、リスクは僅少であります。また、投資有価証券は、主に株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日になります。また、その一部については外貨建であるため為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、運転資金及び設備投資に係る資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③金融商品のリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、営業管理部門により当社グループの与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況について年1回以上確認を行う体制としております。また、外貨建の営業債権債務について、当社及び一部の連結子会社は為替の変動リスクに対して、当社グループの規定に基づき、先物為替予約によるヘッジを行っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に保有状況の妥当性について確認を行っております。

借入金については、担当部門における責任者が支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を行っております。

デリバティブ取引については、当社グループの規定に基づき行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを避けるために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。(注2)をご参照下さい。(単位:千円)

|                 | 連結貸借<br>対照表計上額 | 時 価        | 差 額 |
|-----------------|----------------|------------|-----|
| (1)現金及び預金       | 23,525,484     | 23,525,484 | —   |
| (2)受取手形及び売掛金    | 7,462,096      | 7,462,096  | —   |
| (3)有価証券及び投資有価証券 |                |            |     |
| 有価証券            | 4,500,000      | 4,500,000  | —   |
| 投資有価証券          | 609,402        | 609,402    | —   |
| 資産計             | 36,096,983     | 36,096,983 | —   |
| (4)買掛金          | 1,743,731      | 1,743,731  | —   |
| (5)長期借入金※       | 300,028        | 300,028    | —   |
| 負債計             | 2,043,759      | 2,043,759  | —   |
| デリバティブ取引        | —              | —          | —   |

(※) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

上記は全て短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

ただし、振当処理の対象となる一部の外貨建売掛金については、為替予約レートで換算を行っております。

(3)有価証券及び投資有価証券

①有価証券の時価については、譲渡性預金であり短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券及び投資有価証券に関する取得原価と連結貸借対照表計上額との差額は以下のとおりです。

(単位:千円)

|                            | 種類  | 取得原価      | 連結<br>貸借対照表<br>計上額 | 差 額     |
|----------------------------|-----|-----------|--------------------|---------|
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えるもの  | 株式  | 305,155   | 609,402            | 304,246 |
| 連結貸借対照表計上額が<br>取得原価を超えないもの | 株式  | —         | —                  | —       |
|                            | その他 | 4,500,000 | 4,500,000          | —       |
| 合 計                        |     | 4,805,155 | 5,109,402          | 304,246 |

## 負債

## (4)買掛金及び1年内返済予定の長期借入金

これらについては短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

## (5)長期借入金

当該長期借入金は変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されるもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額等は以下のとおりです。

| ヘッジ会計<br>の方法   | デリバティブ<br>取引の種類等    | 主なヘッジ<br>対象 | 契約額等      | 時 価 | 当該時価の<br>算定方法 |
|----------------|---------------------|-------------|-----------|-----|---------------|
| 為替予約等<br>の振当処理 | 為替予約<br>取引売建<br>米ドル | 売掛金         | 4,577千米ドル | ※   |               |

※為替予約の振当処理についてはヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

| 区 分    | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式  | 143,396    |
| 関係会社株式 | 3,910      |

上記については、市場価格が無く、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、資産(3)有価証券及び投資有価証券には、含めておりません。

## 6.貸貸等不動産に関する注記

(1)貸貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、埼玉県において遊休不動産を有しております。

(2)貸貸等不動産時価等に関する事項 (単位:千円)

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価     |
|------------|---------|
| 510,838    | 842,664 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として路線価等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

## 7.1 株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額 3,516円43銭

(2)1株当たり当期純利益 545円91銭

## 8.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青柳 淳一 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川 喜裕 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エンプラスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンプラス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>14,670,437</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,677,392</b>  |
| 現金及び預金          | 6,020,900         | 買掛金             | 540,486           |
| 受取手形            | 18,796            | 1年内返済予定の長期借入金   | 199,992           |
| 売掛金             | 1,789,215         | 未払金             | 304,398           |
| 有価証券            | 4,500,000         | 未払費用            | 148,202           |
| 製品              | 147,934           | 未払法人税等          | 12,652            |
| 仕掛品             | 319,159           | 預り金             | 34,721            |
| 原材料及び貯蔵品        | 74,105            | 賞与引当金           | 290,000           |
| 前払費用            | 65,476            | 役員賞与引当金         | 123,490           |
| 短期貸付金           | 341,493           | その他             | 23,448            |
| 未収入金            | 1,207,137         | <b>固定負債</b>     | <b>392,478</b>    |
| 繰延税金資産          | 176,187           | 長期借入金           | 100,036           |
| その他             | 10,030            | 繰延税金負債          | 275,426           |
| <b>固定資産</b>     | <b>11,026,167</b> | その他             | 17,015            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>5,348,310</b>  | <b>負債合計</b>     | <b>2,069,870</b>  |
| 建物              | 2,162,939         | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| 構築物             | 30,215            | <b>株主資本</b>     | <b>23,393,253</b> |
| 機械及び装置          | 608,974           | <b>資本金</b>      | <b>8,080,454</b>  |
| 車輛運搬具           | 10,361            | <b>資本剰余金</b>    | <b>7,559,573</b>  |
| 工具、器具及び備品       | 220,708           | 資本準備金           | 2,020,114         |
| 土地              | 2,229,697         | その他資本剰余金        | 5,539,459         |
| 建設仮勘定           | 85,413            | <b>利益剰余金</b>    | <b>16,861,008</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>499,202</b>    | その他利益剰余金        | 16,861,008        |
| ソフトウェア          | 450,605           | 特別償却準備金         | 279,706           |
| その他             | 48,596            | 繰越利益剰余金         | 16,581,301        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>5,178,654</b>  | <b>自己株式</b>     | <b>△9,107,783</b> |
| 投資有価証券          | 752,798           | 評価・換算差額等        | 233,481           |
| 関係会社株式          | 3,740,333         | その他有価証券評価差額金    | 233,481           |
| 関係会社出資金         | 262,546           |                 |                   |
| 前払年金費用          | 266,472           | <b>純資産合計</b>    | <b>23,626,734</b> |
| 会員権             | 31,613            |                 |                   |
| その他             | 145,890           |                 |                   |
| 貸倒引当金           | △21,000           |                 |                   |
| <b>資産合計</b>     | <b>25,696,604</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>25,696,604</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4月 1日から  
平成27年 3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金         | 額         |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 売 上 高                 |           | 6,435,780 |
| 売 上 原 価               |           | 4,589,977 |
| 売上総利益                 |           | 1,845,802 |
| 販売費及び一般管理費            |           | 4,463,368 |
| 営業損失                  |           | 2,617,565 |
| 営業外収益                 |           |           |
| 受 取 利 息               | 10,671    |           |
| 有 価 証 券 利 息           | 5,141     |           |
| 受 取 配 当 金             | 2,397,309 |           |
| 固 定 資 産 賃 貸 料         | 137,783   |           |
| 技 術 指 導 料             | 726,047   |           |
| 経 営 指 導 料             | 1,446,200 |           |
| 為 替 差 益               | 107,488   |           |
| 雑 収 入                 | 16,831    | 4,847,473 |
| 営業外費用                 |           |           |
| 支 払 利 息               | 1,385     |           |
| 固 定 資 産 賃 貸 費 用       | 56,076    |           |
| そ の 他                 | 5,685     | 63,147    |
| 経常利益                  |           | 2,166,760 |
| 特別利益                  |           |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 5,788     |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 2,565     | 8,354     |
| 税引前当期純利益              |           | 2,175,114 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △275,152  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 322,746   | 47,593    |
| 当期純利益                 |           | 2,127,520 |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |            |            |         |      |            |            |            |            |
|-------------------------|-----------|-----------|------------|------------|---------|------|------------|------------|------------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     |            |            | 利益剰余金   |      |            | 自 己 株 式    |            | 株 主 本 計    |
|                         | 資本金       | 資本準備金     | その他剰余金     | 資本剰余金      | 特別準備金   | 別当金  | 買換資産剰余金    | 繰上利益剰余金    | 利益剰余金      | 株主本計       |
| 平成26年4月1日残高             | 8,080,454 | 2,020,114 | 8,347,219  | 10,367,333 | -       | 223  | 15,646,266 | 15,646,490 | △7,988,344 | 26,105,934 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |           |           |            |            |         |      | 261,321    | 261,321    |            | 261,321    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 8,080,454 | 2,020,114 | 8,347,219  | 10,367,333 | -       | 223  | 15,907,588 | 15,907,811 | △7,988,344 | 26,367,255 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |            |            |         |      |            |            |            |            |
| 特別償却準備金の積立              |           |           |            |            | 279,706 |      | △279,706   | -          |            | -          |
| 買換資産圧縮積立金取崩額            |           |           |            |            |         |      | △223       | 223        | -          | -          |
| 剰余金の配当                  |           |           |            |            |         |      | △1,174,323 | △1,174,323 |            | △1,174,323 |
| 当期純利益                   |           |           |            |            |         |      | 2,127,520  | 2,127,520  |            | 2,127,520  |
| 自己株式の取得                 |           |           |            |            |         |      |            |            | △4,091,937 | △4,091,937 |
| 自己株式の処分                 |           |           | 52,379     | 52,379     |         |      |            |            | 112,358    | 164,738    |
| 自己株式の消却                 |           |           | △2,860,140 | △2,860,140 |         |      |            |            | 2,860,140  | -          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |           |            |            |         |      |            |            |            | -          |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | △2,807,760 | △2,807,760 | 279,706 | △223 | 673,713    | 953,196    | △1,119,439 | △2,974,002 |
| 平成27年3月31日残高            | 8,080,454 | 2,020,114 | 5,539,459  | 7,559,573  | 279,706 | -    | 16,581,301 | 16,861,008 | △9,107,783 | 23,393,253 |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |          | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計  |
|-------------------------|-----------------|----------|-----------|------------|
|                         | その他有価証券評価差額     | 評価・換算差額等 |           |            |
| 平成26年4月1日残高             | 99,638          | 99,638   | 29,814    | 26,235,387 |
| 会計方針の変更による累積的影響額        |                 |          |           | 261,321    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高       | 99,638          | 99,638   | 29,814    | 26,496,708 |
| 事業年度中の変動額               |                 |          |           |            |
| 特別償却準備金の積立              |                 |          |           | -          |
| 買換資産圧縮積立金取崩額            |                 |          |           | -          |
| 剰余金の配当                  |                 |          |           | △1,174,323 |
| 当期純利益                   |                 |          |           | 2,127,520  |
| 自己株式の取得                 |                 |          |           | △4,091,937 |
| 自己株式の処分                 |                 |          |           | 164,738    |
| 自己株式の消却                 |                 |          |           | -          |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 133,842         | 133,842  | △29,814   | 104,028    |
| 事業年度中の変動額合計             | 133,842         | 133,842  | △29,814   | △2,869,974 |
| 平成27年3月31日残高            | 233,481         | 233,481  | -         | 23,626,734 |

# 個 別 注 記 表

## 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1)有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法  
 その他有価証券  
 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
 （評価差額は全部純資産直入法により  
 処理し、売却原価は移動平均法により  
 算定）  
 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2)たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっ  
 ております。
- 製品・仕掛品  
 成形品……………総平均法による原価法  
 金 型……………個別法による原価法
- 原材料及び貯蔵品  
 樹脂材料……………移動平均法による原価法  
 そ の 他……………移動平均法による原価法  
 貯 蔵 品……………移動平均法による原価法
- (3)固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以  
 降に取得した建物（建物附属設備を除  
 く）については定額法）を採用して  
 おります。  
 なお、主な耐用年数は次のとおりで  
 あります。
- |   |          |         |
|---|----------|---------|
| 建 | 物        | 10年～50年 |
| 機 | 械及び装置    | 8年～10年  |
| 工 | 具、器具及び備品 | 2年～8年   |
- 無形固定資産……………定額法を採用しております。  
 なお、主な耐用年数は次のとおりで  
 あります。  
 ソフトウェア 5年（社内における利  
 用可能期間）
- (4)引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒れによる損  
 失に備えるため、一般債権については  
 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特  
 定の債権については個別に回収可能性  
 を検討し、回収不能見込額を計上して  
 おります。

- 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- 役員賞与引当金……………役員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異は翌事業年度に一括費用処理することとしております。過去勤務費用は、1年で費用処理しております。
- なお、当事業年度において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。

(5)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。ただし、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

(6)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………為替予約取引は振当処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象…………ヘッジ手段……………為替予約取引  
ヘッジ対象……………外貨建売掛金及び外貨建買掛金

ヘッジ方針……………為替予約取引  
将来予想される外貨建債権回収及び外貨建債務支払に係る為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

ヘッジの有効性評価の方法……為替予約取引  
為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

- (7)消費税等の会計処理 税抜方式によっております。  
(8)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。  
(9)退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## 2.会計方針の変更に関する注記

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度の期首より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間における年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が391,776千円増加、退職給付引当金が12,620千円減少し、利益剰余金が261,321千円増加しております。また、当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3.貸借対照表に関する注記

- |                       |             |
|-----------------------|-------------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額     | 7,738,241千円 |
| (2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |
| 短期金銭債権                | 1,600,819千円 |
| 短期金銭債務                | 61,158千円    |

#### 4.損益計算書に関する注記

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引高 |             |
| 売上高        | 2,385,625千円 |
| 仕入高        | 297,607千円   |
| 販売費及び一般管理費 | 523,773千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 4,676,447千円 |

#### 5.株主資本等変動計算書に関する注記

|                  |            |
|------------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の数 |            |
| 普通株式             | 4,435,687株 |

#### 6.税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### ①流動の部

|        |          |                  |
|--------|----------|------------------|
| 繰延税金資産 | 繰越欠損金    | 21,589千円         |
|        | 賞与引当金    | 112,574千円        |
|        | 未払事業税    | 871千円            |
|        | たな卸資産評価損 | 24,645千円         |
|        | 研究金型仕掛原価 | 13,436千円         |
|        | 未払固定資産税  | 5,097千円          |
|        | その他      | 6,846千円          |
|        | 繰延税金資産小計 | <u>185,061千円</u> |
|        | 評価性引当額   | <u>△576千円</u>    |
|        | 繰延税金資産合計 | <u>184,484千円</u> |

|        |          |                  |
|--------|----------|------------------|
| 繰延税金負債 | 未収還付事業税  | <u>△8,297千円</u>  |
|        | 繰延税金負債合計 | <u>△8,297千円</u>  |
|        | 繰延税金資産純額 | <u>176,187千円</u> |

##### ②固定の部

|        |                  |                   |
|--------|------------------|-------------------|
| 繰延税金資産 | 非適格現物出資に伴う時価評価差額 | 288,916千円         |
|        | 繰越欠損金            | 354,243千円         |
|        | 減価償却超過額          | 11,892千円          |
|        | 固定資産減損損失         | 180,517千円         |
|        | 投資有価証券評価損        | 93,155千円          |
|        | 繰越外国税額控除         | 37,959千円          |
|        | 貸倒引当金            | 6,732千円           |
|        | 子会社株式評価損         | 10,330千円          |
|        | その他              | 7,925千円           |
|        | 繰延税金資産小計         | <u>991,675千円</u>  |
|        | 評価性引当額           | <u>△977,040千円</u> |
|        | 繰延税金資産合計         | <u>14,634千円</u>   |

|        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| 繰延税金負債 | その他有価証券評価差額金 | △70,765千円  |
|        | 前払年金費用       | △85,431千円  |
|        | 特別償却準備金      | △132,698千円 |
|        | その他          | △1,166千円   |
|        | 繰延税金負債合計     | △290,061千円 |
|        | 繰延税金負債純額     | △275,426千円 |

## 7.退職給付に関する注記

### (1)採用している退職給付の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。

また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

### (2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 退職給付債務の期首残高      | 1,675,748千円 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | △404,397千円  |
| 会計方針の変更を反映した期首残高 | 1,271,351千円 |
| 勤務費用             | 110,956千円   |
| 利息費用             | 14,455千円    |
| 数理計算上の差異の発生額     | △954千円      |
| 退職給付の支払額         | △36,112千円   |
| 退職給付債務の期末残高      | 1,359,695千円 |

### (3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

|              |             |
|--------------|-------------|
| 年金資産の期首残高    | 1,558,743千円 |
| 期待運用収益       | 19,484千円    |
| 数理計算上の差異の発生額 | 10,561千円    |
| 事業主からの拠出額    | 85,008千円    |
| 退職給付の支払額     | △36,112千円   |
| 年金資産の期末残高    | 1,637,684千円 |

### (4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 積立型制度の退職給付債務        | 1,359,695千円  |
| 年金資産                | △1,637,684千円 |
| 未積立退職給付債務           | △277,988千円   |
| 未認識数理計算上の差異         | 11,516千円     |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △266,472千円   |
| 前払年金費用              | △266,472千円   |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | △266,472千円   |

## (5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 勤務費用            | 110,956千円 |
| 利息費用            | 14,455千円  |
| 期待運用収益          | △19,484千円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額  | 104,385千円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 210,312千円 |

## (6)年金資産に関する事項

## ①年金資産の主な内訳

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。 |      |
| 一般勘定                            | 83%  |
| 共同運用資産                          | 17%  |
| 合 計                             | 100% |

## ②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (7)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

|           |       |
|-----------|-------|
| 割引率       | 1.1%  |
| 長期期待運用収益率 | 1.25% |

## 8.関連当事者との取引に関する注記

## (1)役員及び個人主要株主等

| 種 類                                         | 会社等の名称<br>又は氏名           | 事業の内容又は<br>職業  | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(千円) | 科 目   | 期末残高<br>(千円) |
|---------------------------------------------|--------------------------|----------------|--------------------|---------------|----------------|--------------|-------|--------------|
| 個人主要株主及び<br>その近親者が議決<br>権の過半数を所有<br>している会社等 | 株式会社<br>アスレチック<br>ゴルフ倶楽部 | ゴルフ場の<br>経営・管理 | なし                 | 役員の兼任         | ゴルフ会員権<br>年会費等 | 3,255        | 会 員 権 | 7,113        |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取得時の市場価格により購入しております。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

| 種 類 | 会社等の名称<br>又は氏名 | 事業の内容又は<br>職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内容                  | 取引金額<br>(千円) | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|----------------|---------------|--------------------|---------------|------------------------|--------------|-----|--------------|
| 役 員 | 酒 井 崇          | 当社取締役         | (被所有)<br>直接0.1%    | 当社取締役         | ストックオプ<br>ションの権利<br>行使 | 27,433       | -   | -            |
| 役 員 | 菊 地 豊          | 当社取締役         | (被所有)<br>直接0.0%    | 当社取締役         | ストックオプ<br>ションの権利<br>行使 | 11,224       | -   | -            |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

平成17年6月29日及び平成21年6月26日に開催された定時株主総会の決議に基づき付与されたストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

## (2)子会社及び関連会社等

| 種 類     | 会社等の名称<br>又は氏名                                 | 事業の内容又は<br>職業               | 議決権等の所有<br>(被所有)割合   | 関連当事者<br>との関係        | 取引の内容                                                     | 取引金額<br>(千円)                                 | 科 目                        | 期末残高<br>(千円)                 |
|---------|------------------------------------------------|-----------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------|------------------------------|
| 子 会 社   | 株 式 会 社<br>エ ン プ ラ ス<br>デ ィ ス プ レ イ<br>デ バ イ ス | オプト関連製<br>品の製造・加工<br>ならびに販売 | (所有)<br>直接100%       | 役員の兼任<br>当社製品の<br>販売 | 当社製品及び原材<br>料の販売<br>経営指導<br>受取配当金<br>連結納税に係る法人税の<br>個別帰属額 | 982,440<br>1,041,300<br>1,674,000<br>318,753 | 売 掛 金<br>未 収 入 金<br>—<br>— | 228,355<br>426,753<br>—<br>— |
| 関 連 会 社 | 株式会社DNAチ<br>ップ 研 究 所                           | バイオ関連の<br>研究受託サー<br>ビス      | (所有)<br>直接<br>20.02% | 第三者割当<br>増資の引受       | 増資の引受<br>新株予約権の<br>引受                                     | 567,312<br>63,303                            | —<br>—                     | —<br>—                       |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)価格その他の取引条件は、市場価格等を参考に決定しております。
  - (2)経営指導料は、各社の売上額を基礎とした一定の基準に基づき決定しており  
ます。
  - (3)受取配当金は、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき決定して  
おります。
  - (4)第三者割当増資の引受は、1株につき669円で行っております。また、新株予  
約権の引受は、1個につき7,430円で行っております。
2. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税を含め  
ております。

### 9.1 株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,712円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 146円62銭   |

### 10.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社エンプラス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 青柳 淳一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石川 喜裕 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エンプラスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成27年5月22日

| 株式会社エンプラス |    | 監査役会 |       |
|-----------|----|------|-------|
| 常勤監査役     | 手嶋 | 晴    | 幾 (印) |
| 常勤監査役     | 田宮 | 義    | 男 (印) |
| 社外監査役     | 檀原 |      | 武 (印) |
| 社外監査役     | 落合 |      | 栄 (印) |

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

当社は、監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会において議決権を行使することができる取締役（複数の社外取締役を含む）の一部を、監査・監督権限を有する監査等委員である取締役に任命することができる監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。

また、取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる規定及び業務執行を行わない取締役との間でも責任限定契約を締結することができる規定を設けたいと存じます。なお、これらの規定については、各監査役の同意を得ております。さらに、これらの変更に伴う条数の変更も行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

なお、本定款変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>第1条～第3条（条文省略）<br><br>(機 関)<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>1.取締役会<br>2.監査役<br>3.監査役会<br>4.会計監査人 | 第1章 総 則<br>第1条～第3条（現行どおり）<br><br>(機 関)<br>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>1.取締役会<br>2.監査等委員会<br>(削 除)<br>3.会計監査人 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第5条～第19条（条文省略）</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会</u></p> <p>（定 員）<br/>第20条 <u>当社の取締役は15名以内とする。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（選任方法）<br/>第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ （条文省略）</p> <p>（任 期）<br/>第22条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）<br/>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> | <p>第5条～第19条（現行どおり）</p> <p>第4章 <u>取締役および取締役会ならびに監査等委員会</u></p> <p>（定 員）<br/>第20条 <u>当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は10名以内とする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>（選任方法）<br/>第21条 <u>取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>②～③ （現行どおり）</p> <p>（任 期）<br/>第22条 <u>取締役の任期は、監査等委員である取締役については選任後2年以内、監査等委員以外の取締役については選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役および役付取締役）<br/>第23条 <u>取締役会は、その決議によって、監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② (条文省略)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第25条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>② (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)<br/> 第25条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集および決議)<br/> 第26条 監査等委員会の招集通知は会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第27条～第28条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規則)<br/> 第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)<br/>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>        | <p>(報酬等)<br/>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役と監査等委員以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>    |
| <p>(新 設)</p>                                                                                     | <p>(取締役への業務執行の決定の委任)<br/>第31条 当会社は重要な業務執行の決定の全部または一部を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議により取締役に委任することができる。</p>                           |
| <p>(社外取締役の責任免除)<br/>(新 設)</p>                                                                    | <p>(取締役の責任免除)<br/>第32条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |
| <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> | <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>                  |
| <p>第5章 監査役および監査役会</p>                                                                            | <p>(削 除)</p>                                                                                                               |
| <p>(定員)<br/>第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>                                                            | <p>(削 除)</p>                                                                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                | 変 更 案        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>(選任方法)<br/> <u>第31条 監査役は株主総会において選任する。</u></p>                                                       | <p>(削 除)</p> |
| <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                       | <p>(削 除)</p> |
| <p>(任期)<br/> <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>                     | <p>(削 除)</p> |
| <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                | <p>(削 除)</p> |
| <p>(常勤の監査役)<br/> <u>第33条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>                                             | <p>(削 除)</p> |
| <p>(監査役会の招集および決議)<br/> <u>第34条 監査役会の招集通知は会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                             | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                  | 変 更 案                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会規則)<br/> <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>                                           | <p>(削 除)</p>                                                                  |
| <p>(報酬等)<br/> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                   | <p>(削 除)</p>                                                                  |
| <p>(社外監査役の責任免除)<br/> <u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> | <p>(削 除)</p>                                                                  |
| <p>第6章 計 算</p>                                                                                                           | <p>第5章 計 算</p>                                                                |
| <p>第38条～第40条 (条文省略)</p>                                                                                                  | <p>第33条～第35条 (現行どおり)</p>                                                      |
| <p>(中間配当)<br/> <u>第41条 当社は、取締役会の決議によって、会社法454条5項に定める金銭の分配をすることができる。</u></p>                                              | <p>(中間配当)<br/> <u>第36条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に定める金銭の分配をすることができる。</u></p> |
| <p>第42条 (条文省略)</p>                                                                                                       | <p>第37条 (現行どおり)</p>                                                           |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)             | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | よこただいすけ<br>横田大輔<br>(昭和42年11月4日生) | 平成5年8月 当社入社<br>平成12年4月 ENPLAS(U.S.A.),INC.代表取締役社長<br>平成15年6月 当社取締役<br>平成16年4月 当社取締役エンブラ事業部長<br>平成18年4月 当社常務取締役事業本部長(兼)オプトプランクス事業部長<br>平成19年4月 当社常務取締役事業本部長<br>平成20年4月 当社代表取締役社長に就任、現在に至る                                                                             | 1,502,417株 |
| 2     | さかい たかし<br>酒井 崇<br>(昭和30年6月6日生)  | 平成11年1月 当社入社<br>平成22年7月 当社取締役(兼)常務執行役員経営戦略本部長、財務経理部管掌<br>平成24年4月 当社取締役(兼)常務執行役員経営企画管理本部長、財務経理部管掌<br>平成24年6月 当社取締役(兼)常務執行役員経営企画・広報IR部門担当(兼)財務経理部管掌<br>平成25年4月 当社取締役(兼)常務執行役員経営企画管理本部長<br>平成25年6月 当社取締役(兼)専務執行役員経営企画管理本部長に就任、現在に至る<br>平成27年4月 当社コーポレートセンター部門長に就任、現在に至る | 19,900株    |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | Craig Naylor<br>クレイグ・ネイラー<br>(昭和23年11月24日生)<br><br><社外取締役候補者> | 昭和45年6月 デュボン社入社<br>昭和62年7月 同社自動車事業 アジア太平洋<br>地域ディレクター (東京)<br>平成16年1月 同社アジア太平洋地域 グルー<br>プ副社長 (上海)<br>平成18年5月 デルファイ社報酬・指名委員<br>会 議長(非常勤)<br>平成20年11月 同社社外取締役<br>平成22年6月 日本板硝子株式会社CEO<br>(兼)代表取締役社長<br>平成24年4月 同社CEO (兼)代表取締役社<br>長退任<br>平成26年6月 当社社外取締役に就任、現在<br>に至る | —              |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. クレイグ・ネイラー氏につきましては、デュボン社やデルファイ社など製造業における豊富な経営経験と国際経験を有しており、当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
3. クレイグ・ネイラー氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって、1年となります。
4. 当社は、本議案が承認可決されることによりクレイグ・ネイラー氏が非業務執行取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。
5. クレイグ・ネイラー氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | はせがわ いちろう<br>長谷川 一郎<br>(昭和30年12月24日生)                   | 平成15年7月 当社入社<br>平成18年4月 株式会社エンプラス半導体機器業務本部長<br>平成18年6月 株式会社エンプラス半導体機器取締役(兼)執行役員業務部門部長<br>平成24年6月 当社取締役(兼)執行役員総務部門担当<br>平成25年4月 当社取締役(兼)執行役員経営企画管理本部ローカルサービスセンター長<br>平成27年4月 当社取締役(兼)執行役員内部監査室担当に就任、現在に至る                                                                                                     | 3,200株     |
| 2     | かぎ まさまさ のり<br>風 巻 成 典<br>(昭和24年3月8日生)<br><br><社外取締役候補者> | 昭和46年4月 日製産業株式会社(現株式会社日立ハイテクノロジーズ)入社<br>平成13年10月 株式会社日立ハイテクノロジーズ 電子機材部 部長<br>平成15年4月 同社工業材料営業本部 副本部長<br>平成17年4月 同社工業材料営業本部 本部長<br>平成17年6月 同社理事 工業材料営業本部 本部長<br>平成20年4月 同社執行役常務 工業材料営業本部 本部長<br>平成22年4月 同社執行役常務 西日本支社長(兼)関西支店長<br>平成23年4月 同社執行役常務 営業統括本部 副統括本部長(兼)関西支店長<br>平成24年4月 同社特命顧問<br>平成25年3月 同社特命顧問退任 | —          |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | Yoong Yoon Liong<br>ヨーン・ヨン・リオン<br>(昭和26年3月21日生)<br><br><社外取締役候補者> | 昭和53年6月 テキサス インストゥルメンツ社<br>入社<br>昭和56年3月 フェーバーヤングインターナ<br>ショナル社長<br>平成13年10月 AMP シンガポール社、AM<br>P マニュファクチャリング シ<br>ンガポール社中央アジア副社<br>長(AMP:現Tycoエレクト<br>ロニクス)<br>平成18年6月 カーメル マニュファクチャリ<br>ングシンガポール社CEO<br>平成21年6月 ゴールデンブリッジエレク<br>テック社長<br>平成23年2月 ML テック ソリューション<br>ズ社 マネージングダイレクタ<br>ーに就任、現在に至る<br>経営コンサルタント、現在に<br>至る<br>平成26年6月 当社社外取締役に就任、現在<br>に至る | -          |

- (注) 1. 当社グループと風巻成典氏が平成25年3月まで在籍しておりました株式会社日立ハイテクノロジーズとの間で原材料関連の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。
2. その他の候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 風巻成典氏につきましては、株式会社日立ハイテクノロジーズにおいて要職を歴任され、樹脂材料業界における幅広い知識と経験を有しており、同氏の知識や経験を当社グループの経営の監督に生かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. ヨーン・ヨン・リオン氏につきましては、電子部品メーカーにおいて要職を歴任され、また、アジア地域における会社経営の豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことができると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。
5. ヨーン・ヨン・リオン氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって、1年となります。
6. 当社は、本議案が承認可決されることにより長谷川一郎氏、風巻成典氏及びヨーン・ヨン・リオン氏の3氏が非業務執行取締役に就任した場合には、同氏らとの間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。
7. ヨーン・ヨン・リオン氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふり<br>氏<br>(生年月日)              | がな<br>名      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| おち<br>落<br>合<br>(昭和30年11月23日生) | あい<br>栄<br>氏 | 昭和55年4月 関東信越国税局入局<br>平成11年7月 浦和税務署法人第1部門 連絡調査官<br>平成13年7月 水戸税務署法人第3部門 統括調査官<br>平成14年7月 長野税務署法人第5部門 統括調査官<br>平成16年7月 大宮税務署法人第2部門 統括調査官<br>平成18年9月 税理士登録、現在に至る<br>平成19年6月 当社社外監査役に就任、現在に至る | 100株       |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 2. 落合栄氏は、補欠の監査等委員である取締役候補者であります。  
 3. 落合栄氏につきましては、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する豊富な知識と経験から当社の監査機能の強化に貢献していただけるものと考えており、また当社の業務執行者から独立した立場にあることから補欠の社外取締役候補者とするものであります。  
 4. 当社は、落合栄氏が非業務執行取締役に就任した場合には、第1号議案の承認可決を条件として同氏との間で会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする予定です。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額については、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において年額200,000千円以内（た

だし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300,000千円以内(うち社外取締役分は年額50,000千円以内)と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である者を除く。)は3名(うち社外取締役1名)となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

#### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100,000千円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役2名)となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

## 第7号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末日における取締役8名のうち、社外取締役2名を除く取締役6名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額123,490,934円を支給することといたしたいと存じます。

各取締役に対する支給金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、当社の取締役の報酬額については、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、本議案は、かかる報酬額とは別枠としてご承認をお願いするものであります。

## 第8号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

当社は、平成27年4月30日開催の当社取締役会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応策」の更新を決定いたしました（当該更新後の対応策を、以下「本プラン」といいます。）ので、本プランにつきまして、ご承認をお願いしたいと存じます。

なお、上記取締役会においては、社外監査役を含む当社監査役全員が、いずれも本プランの具体的な運用が適正になされることを前提として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

### 1. 本プランの導入の目的

本プランは、自己資本利益率（ROE）の維持・向上をはかり、当社の企業価値・株主共同の利益をより一層確保・向上させることを目的として導入されるものです。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するような不適切な大量買付提案及びこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配される

ことを防止するために、当社株式等に対する大量買付提案が行われる際に、株主の皆様が当該大量買付提案に応じるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報や時間を確保すること、当社取締役会が当該大量買付提案の内容について当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものでないかを評価・検討等した上で、株主の皆様に対して代替案を提示することや、提案者との間で交渉を行うこと等を可能とすること等を目的としています。

## 2. 本プランの内容

### (1) 本プランの手續

#### ① 対象となる大量買付行為

本プランは、以下の(i)又は(ii)に該当する行為又はこれらに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大量買付行為」といいます。)を対象としております。そして、大量買付行為を行い又は行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)は、本プランに定める手續(以下「大量買付ルール」といいます。)に従わなければならないものとしします。

(i) 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとしします。

- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」をいいます。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」をいいます。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」をいいます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」をいいます。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## ② 買付意向表明書の提出

大量買付者は、大量買付行為に先立ち、別途当社の定める書式により、大量買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を含む書面（以下「買付意向表明書」といいます。）とともに、商業登記簿謄本、定款の写しその他大量買付者の存在を客観的に証明する書類を当社代表取締役提出していただきます。具体的には、買付意向表明書には、以下の(i)から(iii)の内容を記載していただきます。

なお、買付意向表明書をはじめ、大量買付者から当社に対して提出していただく書面は、全て日本語によるものとします。

### (i) 大量買付者の概要等

- a. 氏名又は名称及び住所又は所在地
- b. 設立準拠法
- c. 事業目的・事業の内容
- d. 代表者の役職及び氏名
- e. 国内連絡先
- f. 大量買付ルールを遵守する旨の誓約

- (ii) 大量買付者が現に保有する当社株式等の数及び買付意向表明書提出前60日間における大量買付者の当社株式等の取引状況
- (iii) 大量買付者が提案する大量買付行為の概要(大量買付者が大量買付行為により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大量買付行為の目的(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大量買付行為後の当社株式等の第三者への譲渡等、重要提案行為等<sup>8</sup>又はその他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。))を含みます。)

<sup>8</sup> 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に定義される「重要提案行為等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

### ③ 必要情報の提供

当社代表取締役が買付意向表明書を提出した大量買付者には、以下の手順により、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

まず、当社は、大量買付者から買付意向表明書を受領した日から10営業日<sup>9</sup>以内に、大量買付者から当初提供していただくべき情報を記載したリスト(以下「本必要情報リスト」といいます。))を大量買付者に交付いたしますので、大量買付者は、本必要情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役に提供していただきます。

また、本必要情報リストに従い大量買付者から提供された情報では、大量買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した第三者(弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント

トその他の専門家を含みます。以下「外部専門家」といいます。)の助言を得た上で合理的に判断する場合には、回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大量買付者から提供していただきます。なお、当該回答期限については、本必要情報リストの日付から起算して60日を上限として設定するものとします。

大量買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として本必要情報リストの一部に含まれるものとしますが、本必要情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家の助言を得た上で、当該大量買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大量買付者が本必要情報リストに記載された項目に関する情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大量買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- (i) 大量買付者及びそのグループ(共同保有者<sup>10</sup>、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。)
- (ii) 大量買付行為の目的(買付意向表明書において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大量買付行為の対価の種類及び金額、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株券等所有割合、大量買付行為の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大量買付行為の対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに

- 至った経緯を含みます。)
- (iv) 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
  - (v) 大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容及び当該第三者の概要
  - (vi) 大量買付者が既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、担保契約等の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の具体的内容
  - (vii) 大量買付者が大量買付行為において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結若しくはその他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
  - (viii) 大量買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策の概要
  - (ix) 大量買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会及びその他の当社に係る利害関係者への対応方針
  - (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、大量買付者から買付意向表明書を受領した旨、及び大量買付者に本必要情報リストを送付した旨について速やかに開示し、また、大量買付者から提供された情報（大量買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下「大量買付者提供情報」といいます。）のうち、株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報についても、適切と判断する時点で、

当該情報の全部又は一部を開示いたします。

また、当社は、大量買付者提供情報が大量買付情報として十分であり、大量買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断される場合には、速やかに、その旨を大量買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を開示いたします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

10 金融商品取引法第27条の2第5項に定義される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされると当社取締役会が認められた者を含みます。以下同じとします。

#### ④ 取締役会における評価期間

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、外部専門家の助言を得た上で、大量買付行為の評価の難易度等に応じて、(i)現金（円貨）のみを対価とする当社株式等の全てを対象とする公開買付けの場合には、情報提供完了通知の日付から60日間、又は(ii)その他の大量買付行為の場合には、情報提供完了通知の日付から90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大量買付者提供情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、大量買付者による大量買付行為の内容の評価・検討等を行うものとします。当社取締役会は、かかる評価・検討等を通じて、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

す。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間延長することができるものとします（なお、当該延長は一度に限るものとします。）。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大量買付者に通知するとともに、開示いたします。

大量買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、大量買付行為を開始することができないものとします。

なお、特別委員会の概要は、別紙1に記載のとおりです。また、本プラン導入時の特別委員会の委員には、小笠原耕司氏、落合栄氏及び風巻成典氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙2に記載のとおりですが、小笠原耕司氏は法律、落合栄氏は会計及び税務、風巻成典氏は事業経営に関し、それぞれ豊富な経験と専門性を有しております。また、小笠原耕司氏は弁護士であります。当社とは顧問契約を締結しておらず、落合栄氏は当社の独立した社外監査役（本定時株主総会の終結時に退任予定）であり、風巻成典氏は本定時株主総会で監査等委員である取締役（独立した社外取締役）に就任予定であり、いずれも当社からの独立性を有しております。

#### ⑤ 対抗措置の発動の要件

(i) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合

(ア) 特別委員会の勧告に基づき発動する場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、当該大量買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損する敵対的買収行為とみなし、原則として、対抗措置を発動する旨の決議を行います。なお、大量買付者が大量買付ルールに従っているか否かを判断するに当たっては、大量買付者が当社に関する詳細な情報を必ずしも保有していない場合があること等の大量買付者側の事情も合理的な範囲で考慮するものとし、当社取締役会が提供を求めた大量買付情報の一部が大量買付者から提供されないことのみをもって、当該大量買付者が大量買付ルールに従っていないことを認定することはありません。

かかる場合、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、速やかに特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。なお、この場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集を要しないものとします。

#### (イ) 株主意思確認総会決議に基づき発動する場合

上記(ア)にかかわらず、当社取締役会は、(a) 特別委員会が株主意思確認総会を招集することを勧告した場合、又は、(b) 大量買付行為の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締

役会が判断した場合には、（上記(b)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。

(ii) 大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。大量買付行為の提案に応じることか否かは、当社の株主の皆様において、当該大量買付行為に関する大量買付者提供情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められ、当社取締役会として、対抗措置を発動する必要性・相当性があると判断した場合には、当社取締役会は、速やかに株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。具体的には、以下(a)から(e)の場合には、原則として、大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであると明白に認められるものとみなします。

(a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）である場合

- (b) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等を大量買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っている場合
- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大量買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っている場合
- (d) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高価売り抜けをする目的で当社株式等の取得を行っている場合
- (e) 強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全ての買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の売買を行うことをいいます。）等、株主に当社株式等の売却を事実上強要するおそれがある買付けの場合

#### ⑥ 株主意思確認総会

上記⑤のとおり、当社取締役会は、一定の場合に株主意思確認総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくものとします。その際、当社は、株主意思確認総会を招集する旨その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

そして、株主意思確認総会を開催する際には、速やかに当該株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日を定め、会社法の定めに従い、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主意思確認総会において議決権を行使することができる株主の皆様は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様とします。なお、株主意思確認総会の決議は、法令又は当社の定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の皆様の議決権の過半数をもって行うものとします。

株主意思確認総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会の決議に従って対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとし、また、その結果を開示いたします。

なお、大量買付者は、株主意思確認総会が招集された場合には、当該株主意思確認総会の終結時まで、大量買付行為を開始することができないものとします。

## (2) 対抗措置の具体的内容

本プランにおける当社取締役会が発動する対抗措置としては、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての他、会社法その他の法令及び当社定款が認めるその他の対抗措置を用いることもあります。なお、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3の「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとします。

## (3) 対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が対抗措置の発動を決議した場合であっても、(i)大量買付者が大量買付行為を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会に諮問する

とともに、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を踏まえた結果、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について開示いたします。

ただし、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の割当期日（別紙第3第1項において定義されます。以下同じとします。）に係る権利落ち日（以下「本権利落ち日」といいます。）の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日より前に当社株式等を取得された投資家の皆様で、本権利落ち日以降に本新株予約権の無償割当てによる希釈化を前提として当社株式等を売却された方が、本新株予約権の無償割当てが中止又は撤回されたことにより損害を被るという事態を回避するために、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回しないものとします。

#### (4) 本プランの有効期限並びに廃止及び変更

本プランの有効期限は、平成30年6月開催予定の当社第57回定時株主総会の終結時までです。

ただし、かかる有効期限の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更又は税制・裁判例の変更により合理

的に必要と認められる範囲で、本プランを変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実（法令等の改正による文言の変更等の軽微な変更を除きます。）及び変更の内容について、適切に開示いたします。

特別委員会の概要

1. 特別委員会は当社取締役会決議に基づき設置されます。
2. 特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役員として経験のある社外者等の中から、当社取締役会が選任するものとします。
3. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとします。
4. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家の助言を得ることができるものとします。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、全て当社が負担するものとします。
5. 特別委員会の勧告は、特段の事情がない限り、特別委員会の委員の全員が出席し、その過半数をもって決議するものとします。

特別委員会委員の略歴

小笠原 耕司（おがさわら こうじ）

昭和35年 2月生まれ

平成3年 4月 弁護士登録、現在に至る

平成10年 4月 東京銀座法律事務所代表弁護士 就任

平成11年 4月 ハドソン・ジャパン債権回収株式会社取締役 就任

平成12年 3月 ハドソン・ジャパン債権回収株式会社取締役 退任

平成14年 4月 小笠原六川国際総合法律事務所代表弁護士 就任、現在に至る

平成16年 4月 東海大学法科大学院教授 就任

平成21年 4月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科講師 就任

平成21年 4月 一般財団法人国際センター（現 公益財団法人国際センター）評議員 就任、現在に至る

平成21年 5月 公益財団法人フォーリンプレスセンター評議員選定委員 就任、現在に至る

平成23年 3月 青山学院大学大学院国際マネジメント研究科講師 退任

平成23年 4月 青山学院大学経済学部講師 就任、現在に至る

平成24年 3月 東海大学法科大学院教授 退任

平成24年 4月 東海大学法科大学院 非常勤講師 就任、現在に至る

落合 栄（おちあい さかえ）

昭和30年 11月生まれ

昭和55年 4月 関東信越国税局入局

平成11年 7月 浦和税務署法人第1部門 連絡調査官

平成13年 7月 水戸税務署法人第3部門 総括調査官

平成14年 7月 長野税務署法人第5部門 総括調査官

平成16年 7月 大宮税務署法人第2部門 総括調査官

平成18年 9月 税理士登録、現在に至る

平成19年 6月 当社社外監査役に就任、現在に至る

風巻 成典 (かざまき まさのり)

昭和24年 3月生まれ

昭和46年 4月 日製産業株式会社(現株式会社日立ハイテクノロジーズ)入社

平成13年 10月 株式会社日立ハイテクノロジーズ 電子機材部  
部長

平成15年 4月 同社 工業材料営業本部 副本部長

平成17年 4月 同社 工業材料営業本部 本部長

平成17年 6月 同社 理事 工業材料営業本部 本部長

平成20年 4月 同社 執行役常務 工業材料営業本部 本部長

平成22年 4月 同社 執行役常務 西日本支社長 兼 関西支店長

平成23年 4月 同社 執行役常務 営業統括本部 副統括本部長  
兼 関西支店長

平成24年 4月 同社 特命顧問

平成25年 3月 同社 特命顧問 退任

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式の数を除きます。）を減じた数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の所有する当社普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は、1円以上で当社取締役会が本新株予

約権無償割当決議において別途定める額とします。

#### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者<sup>11</sup>、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者<sup>12</sup>、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者<sup>13</sup>(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 9. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

#### 10. その他

その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

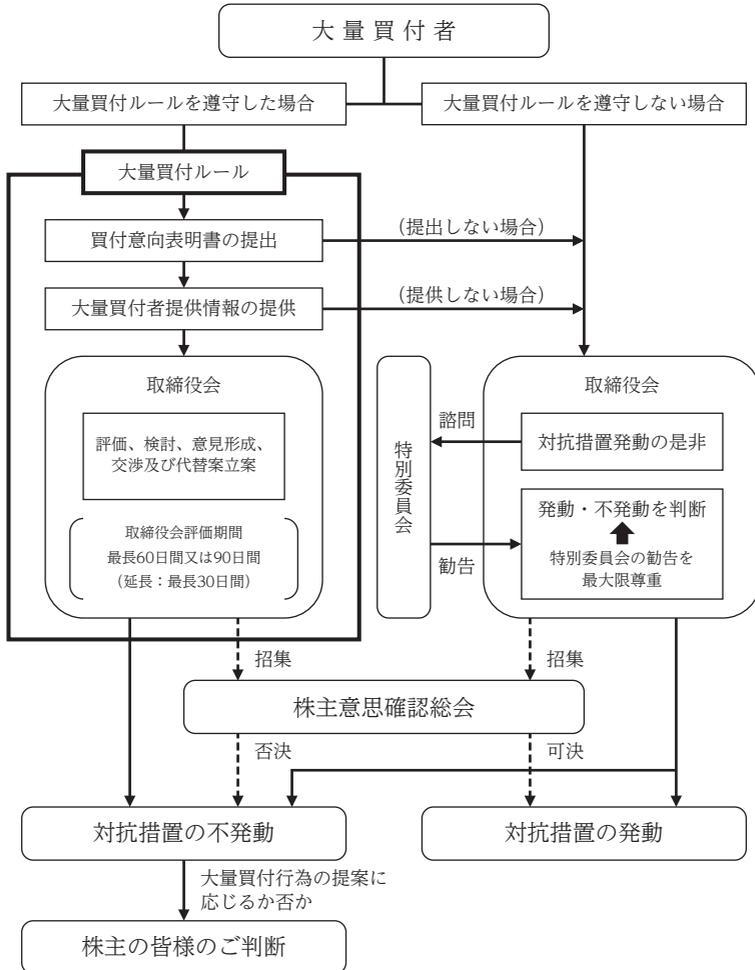
<sup>11</sup> 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が

認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>12</sup> 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」をいいます。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「買付け等」をいいます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

<sup>13</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

本プランの手續に関するフローチャート



このフローチャートは、あくまでも本プランの概要をわかりやすく説明するための参考資料として作成されたものです。本プランの詳細については、本文をご参照ください。

以上

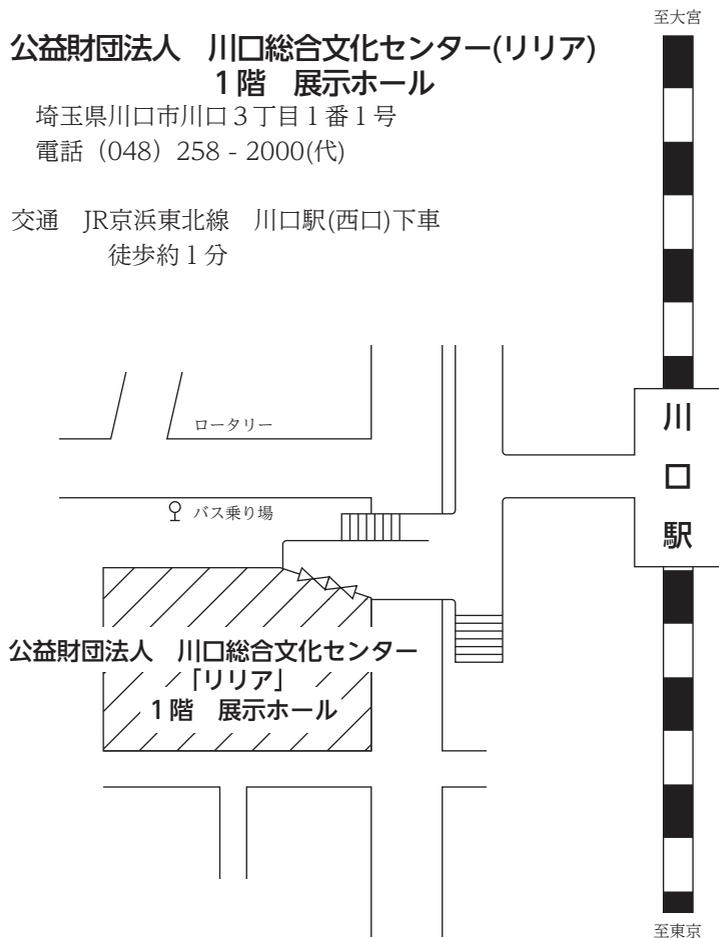
## 第54回定時株主総会会場 ご案内図

公益財団法人 川口総合文化センター(リリア)  
1階 展示ホール

埼玉県川口市川口3丁目1番1号

電話 (048) 258 - 2000(代)

交通 JR京浜東北線 川口駅(西口)下車  
徒歩約1分



**enplas** 株式会社エンプラス